

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」のリスク評価等に用いる
「化学物質用途分類表」及び「排出係数一覧表」の改正（案）について
（概要）

平成 30 年 7 月 5 日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 2 条第 5 項に規定する優先評価化学物質の指定及び評価においてスクリーニング評価・リスク評価を実施し、化学物質の製造・輸入事業者による製造・輸入数量等の届出情報から環境中への化学物質の排出量を推計し、暴露評価を行っている。製造・輸入数量等の届出書類には、届け出る化学物質に応じた化学物質用途分類表中の「用途分類」や「詳細用途分類」のコードを選択して記載することになっており、各コードには環境中への化学物質の排出量を推計するための排出係数が割り当てられている。

今般、用途分類をより実態に即したものとするとともに排出係数について追加の設定及び導出方法の一層の適性化を行い、用途分類や排出係数の一部を見直すこととする。

2. 改正の主な内容

（1）化学物質用途分類表の改正

これまでの運用において、環境中への化学物質の排出量を過大・過小評価してしまう等の問題点が明らかとなった用途について、再分類、新設、整理、統合を行うとともに、新たな知見による詳細用途分類の新設を行う。また、用途分類コードを 2 桁から 3 桁に変更する。

（2）排出係数一覧表の改正

①化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表

新設及び改正する詳細用途分類について、現行の排出係数の設定時と同様の方法で排出係数を設定する。

また、現行の排出係数一覧表には、特定の範囲の物理化学的性状区分において排出係数を設定していない詳細用途がある（例：蒸気圧が大きい区分の潤滑油基油）。これまでの運用及び知見を踏まえ、排出係数が設定されていない物理化学的性状区分に該当する届出があった詳細用途分類について、物理化学的性状区分に応じた排出係数を新たに設定する。

②スクリーニング評価用排出係数一覧表

現行のスクリーニング評価用排出係数の導出方法を土台にしつつ、導出方法の一部を見直し、

①で改正した排出係数一覧表を用いてスクリーニング評価用の排出係数を設定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公表：平成 30 年 8 月頃